

パブリックコメント募集の結果(主な意見のとおりまとめ)

※応募者への回答は別途作成予定。

No.	関係する項目	意見の要旨	意見への対応案
1		「いじめ」に対するものさしが子どもや保護者によってそれぞれ違う。常に「自分(うちの子)は被害者」という意識が敏感に働き、「自分(自分の子)も加害者になりうることもある」ことを忘れてしまっている人もいる。	定義についてはいじめ防止対策推進法に示されたものを引用している。意見の趣旨については「4いじめの防止等に関する基本的な考え方」(1)いじめの防止」に反映。
2	2 いじめの定義	児童生徒が引き起こす様々な人間関係の軋轢や問題を「いじめ」という曖昧な言葉で総称するが故に、大人側のいじめに対する認識にずれが生じている。	定義についてはいじめ防止対策推進法に示されたものを引用している。意見の趣旨については「4いじめの防止等に関する基本的な考え方」(1)いじめの防止」に反映。
3		「組織的な対応を行う」→「学校長のリーダーシップの下、組織的な対応を行う」と表記するのがよい。	国の基本方針に示された表記をそのまま引用しているため修正は困難。意見については、今後の学校の組織としての取組状況を確認する際の参考とさせていただきます。
4	4 いじめの防止等に関する基本的な考え方 ~いじめへの対応~	「家庭や教育委員会への連絡・相談や」→「家庭や教育委員会への相談を密にし」と表記するのがよい。	国の基本方針に示された表記をそのまま引用しているため修正は困難。意見については、今後の学校の組織としての取組状況を確認する際の参考とさせていただきます。
5		学校の方だけでは限界がある。保護者・家庭の役割は大きく、保護者の責務等を入れる必要もあるのでは。	保護者の責務についてはいじめ防止対策推進法第9条に明記されており、その重要性について同様の意見も今回多数頂いた。今後、県や学校で広報・啓発活動等に取り組み際の参考とさせていただきます。
6		1 はじめに の中に国・地方公共団体・学校・家庭・地域住民・・・とあるが、第5、第6で県と学校の施策しか記されていない。家庭や地域住民等の成すべきことを記したかどうか。特に家庭の果たすべき役割は大きい。	保護者の責務についてはいじめ防止対策推進法第9条に明記されており、その重要性について同様の意見も今回多数頂いた。今後、県や学校で広報・啓発活動等に取り組み際の参考とさせていただきます。
7	4. いじめの防止等に関する基本的な考え方 ~地域や家庭との連携~	一人の子ども、またその子を取り巻く環境(学校・地域等)を誕生から成人するまで一貫して見守る地域の核となる存在の確保(民生児童員等)が必要。家庭・学校・地域・行政の枠を超えた連携が今の時代に求められている。	「4いじめの防止等に関する基本的な考え方」(4)地域や家庭との連携」(5)関係機関との連携」に意見の趣旨を反映。関係部局とも今後連携を図っていく。
8		乳幼児期に受ける精神的・心身的影響は大きく、それは小・中・高生への性格や素行に関係する。年齢に応じた適切な発達を得られるよう子どもの世話をすすべての大人の働きかけが必要。	「4いじめの防止等に関する基本的な考え方」(4)地域や家庭との連携」(5)関係機関との連携」に意見の趣旨を反映。関係部局とも今後連携を図っていく。
9		ほとんどの保護者がいじめの対応等についてテレビ等のマスメディアを通しての知識で判断することが多く、学校に批判的になりがちである。学校との協力体制の構築が難しい状況にある。だからこそ学校と家庭の協力体制の構築が最も重要である。	「4いじめの防止等に関する基本的な考え方」(4)地域や家庭との連携」に意見の趣旨を反映。具体的なよりよい連携の方法については、今後事例等も集約し研修会等の参考とさせていただきます。

10	4 いじめの防止等に関する基本的な考え方～地域や家庭との連携～	4(4)	幼稚園も含めての「いじめ防止対策推進法」に基づいた連携した取組が大事である。	意見の趣旨は、学校と家庭、地域と一体となった取組や、小学校が幼稚園と連携する際の参考とさせていた。
11	4 いじめの防止等に関する基本的な考え方～地域や家庭との連携～	4(1)	これまでの教訓を風化させないよう、また広報啓発活動に取り組みやすくするため「いじめ防止の啓発月間」を設けてはどうか。	「4いじめの防止等に関する基本的な考え方」 「(1)いじめの防止」について、普及啓発を実施する際の参考とさせていた。
12	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (2)いじめ問題等対策連絡協議会(仮称)の設置	5(2)		徳島県は平成19年度より「いじめ問題等対策企画員室会議」を組織し、関係機関と一体となりいじめ問題の解決に向けて取り組んできた実績がある。その成果を引き継ぎ、いじめ防止対策推進法に求められた関係機関ともさらに連携しスケールアップしたものととして新たに組織を発足させる。なお、名称は法に示されたものとなっている。
13	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (4)いじめ防止に向けた取組	5(4)②	いじめを防止し、早期発見・早期解決を図るためにも各学校の教職員の意識の高さや対応力(資質の向上)の研修が求められる。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」 「(4)いじめ防止に向けた取組」②に意見を反映。
14	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (4)いじめ防止に向けた取組	5(4)②	いじめを放置する教職員はいないが、いじめを見抜けない、また適切に対応できない教職員は少なくない。そのため各校におけるアンケート調査の実施状況等いじめの取組を確認したり、生徒指導体制の状況等実態を把握するために県教育委員会が各校を定期的に訪問し、改善すべき点を継続的に指導していくことで実効性のある取組につながる。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」 「(4)いじめ防止に向けた取組」②に意見の趣旨を反映。学校の指導体制の実態把握は今後の学校訪問等の際の参考とさせていた。
15	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (4)いじめ防止に向けた取組	5(4)③	CAP(子供への暴力防止)プログラムやライフスキル教育等の導入等の検討をしてみたいはどうか。	今後の県の施策の参考とさせていた。
16	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (4)いじめ防止に向けた取組	5(4)④	家庭の教育力を高めるための保護者を対象とした情報モラル教育やネットいじめについての理解を深める研修等の実施が必要。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」 「(4)いじめ防止に向けた取組」④に意見を反映。
17	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (5)いじめの早期発見に向けた取組	5(5)	生徒指導に係る体制等の充実のための教諭や養護教諭その他の教員の複数配置などの人的な配置を進め、多くの目で早期にいじめの芽を摘むことが大切である。	これまでも学校の実情等に応じて、養護教諭の複数配置を進めてきた。今後も意見を参考に引き続き、生徒指導体制の充実に努める。
18	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (5)いじめの早期発見に向けた取組	5(5)① ②	既に配置・設置されているスクールカウンセラーの配置や24時間いじめ相談ダイヤルの設置等 → 「拡充」「充実」等の表記にするとよい。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」 「(5)いじめの早期発見に向けた取組」①②に意見の趣旨を反映。
19	5 いじめの防止等のために県が実施する施策 (6)いじめの解消に向けた取組	5(6)	国や県は現場の教職員とともに解決につながる体制づくりが大切で、教職員の多忙感を解消し、子供と向き合う時間を確保することが大切。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」 「(6)いじめの解消に向けた取組」①②に意見の趣旨を反映。阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チームを周知し、積極的に活用していただく。

20	5 いじめの防止等のために県が実施する施策「(6)いじめの解消に向けた取組」 6 いじめの防止等のために学校が実施する施策「(5)学校におけるいじめに対する措置」	5(6) 6(5)	いじめの側の子ども、保護者、家庭環境や生育歴等の背景を考慮した対応や取組が必要である。その保護者を支える家庭支援も大切。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」「(6)いじめの解消に向けた取組」①②に意見の趣旨を反映。また「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」「(5)学校におけるいじめに対する措置」①～⑤に意見の趣旨を反映。
21	5 いじめの防止等のために県が実施する施策「(6)いじめの解消に向けた取組」	5(6)②	学校問題解決支援チームを説明する際、「臨床心理士」の文言を入れた方がよい。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」「(6)いじめの解消に向けた取組」②に意見を反映。
22	5 いじめの防止等のために県が実施する施策「(6)いじめの解消に向けた取組」	5(6)②	学校だけでは保護者への対応が難しいケースが増えている。保護者との相談等対応チームが組織され、いつでもサポートできる体制があればありがたい。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」「(6)いじめの解消に向けた取組」②に意見の趣旨を反映。
23	5 いじめの防止等のために県が実施する施策「(7)地域や家庭との連携した取組」	5(7)	「いじめは学校で起きている問題」として学校教育だけに矮小化するのではなく、「いじめを生み出す風土は企業や団体及び地域等大人社会の中にもあり、社会全体の問題として捉えることが大切。県が主体的に取り組む、県民運動として展開する姿勢を明確にした内容を盛り込む必要がある。	「5いじめの防止等のために県が実施する施策」「(7)地域や家庭との連携した取組」①に意見の趣旨を反映。今後県が実施する施策の参考とさせていただきます。
24	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策「(3)学校におけるいじめの防止」	6(3)⑥	学校・教育委員会にネットを監視する専門家を設置する等専門業者へ委託してネットパトロールをするなど必要な予算措置を講じる等県としても学校を積極的に支援する姿勢を具体的に書き込んでほしい。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」「(3)学校におけるいじめの防止」⑥に意見の趣旨を反映。今後県が実施する施策の参考とさせていただきます。
25	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策「(3)学校におけるいじめの防止」	6(3)④	いじめ防止等のための基本的な方針と並行して、「いじめに負けない心」を子どもたちにも育てていくことで、社会に出て働くときに役立つ教育となるのではないかと。そのような観点での教職員研修や子どもたちの体験活動、講演会(いじめた側に向けた人の話を聞く)等様々な方法を取り入れてみてはどうか。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」「(3)学校におけるいじめの防止」③④に意見の趣旨を反映。
26	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策「(3)学校におけるいじめの防止」	6(3)	いじめの防止には高い規範意識とモラルが醸成された学校風土の形成が不可欠である。この部分を家庭や地域にも理解を求めて行くことが大切。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」「(3)学校におけるいじめの防止」②に意見の趣旨を反映。また実際に学校における家庭や地域との連携の際の参考とさせていただきます。
27	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策「(3)学校におけるいじめの防止」	6(3)	教職員の子どもにも対する言葉遣いや態度でいじめを助長してしまふことがある。教職員同士でお互いを評価し合う、上司に報告する等の対応が必要。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」「(3)学校におけるいじめの防止」①に意見の趣旨を反映。また「5いじめの防止等のために県が実施する施策」「(8)教員評価の留意点」にも意見の趣旨を反映。

28	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (3)学校におけるいじめの防止	6 (3)⑤	学校で「いじめ防止委員会」を作り、児童を主体として参加させ、集会やイベント等を頻回に行ったらよい。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」 「(3)学校におけるいじめの防止」⑤に意見の趣旨を反映。今後取組の一例として参考とさせていただきます。
29	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (4)学校におけるいじめの早期発見	6 (4)③	いじめを受けた自身の経験から、自分からは親にも先生にも言えない。ましてや気づいてくれるような先生でもなかったのが本当に思いました。学校に「いじめ発見ポスト」を置いて、気づいた子が匿名で報告できるようにしてほしい。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」 「(4)学校におけるいじめの早期発見」①②③に意見の趣旨を反映。ポストについては今後学校での取組の参考とさせていただきます。
30	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (5)学校におけるいじめに対する措置	6 (5)①	問題の解決につながらず、保護者同士による対立(いじめた側といじめられた側)に終始してしまうこともある。教員と保護者が「子どもを守り育てるため」に解決を図ろうとする同じ立ち位置に立てるかどうかが意識改革の必要があるのでは。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」 「(5)学校におけるいじめに対する措置」①～⑦に意見の趣旨を反映。
31	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (5)学校におけるいじめに対する措置	6 (5)①	親の立場として心配なのは、学校が対応してくれず「やっめた」「やっつけない」「言っていない」等話し合えないケースもある。先生が被害者の気持ちを理解してくれども、話し合いがうまくいかず解決につながらない。学校は親身になって対応してくれなかつたという結果になる。問題の解決には教師も保護者も相手の気持ちをどれだけ理解することができているのかにかかっている。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」 「(5)学校におけるいじめに対する措置」②に意見の趣旨を反映。具体的な対応策は今後の取組の参考とさせていただきます。
32	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (5)学校におけるいじめに対する措置	6 (5)②	被害生徒には、インターネット授業で出席を認める、別室登校など本人の心の負担を減らすための柔軟な対応が必要。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」 「(5)学校におけるいじめに対する措置」③に意見を反映。
33	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (5)学校におけるいじめに対する措置	6 (5)③	「保護者への連絡」→「保護者への支援・助言」と表記するのがよい。	「6いじめの防止等のために学校が実施する施策」 「(6)地域や家庭との連携」の際における学校の取組の参考とさせていただきます。
34	6 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (6)地域や家庭との連携	6 (6)	徳島県のいじめの調査結果において「悪口やひやかし」が、全体の約67%を占めており、いじめの大半が教職員の指導体制や教育力で対応可能であることの理解や、保護者が「我が子がいじめられていないか」「ばかりにとらわれず「我が子がいじめられていないか」にも気を配る等、こうした共通認識の中で学校と家庭の良い連携が児童生徒の規範意識を醸成し、いじめ行為の発生予防にもつながると考える。	「7重大事態への対処」(1)④に意見の趣旨を反映。
35	7 重大事態への対処	7	(1)学校の設置者又は学校による対処 の中に義務教育諸学校については、あえてここで入れる必要はないか。(第6に詳しく書かれているとは思いますが)	「8その他留意事項」として意見の趣旨を反映。
36			県の基本方針が機能しているかどうか点検するため、PDCAサイクルで検証する項目を入れてはどうか。	